

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. ①提供先一覧)

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の1の項	健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の2の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の3の項	健康保険法による保険給付の支給に関する事務
総務大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の4の項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の4の項	恩給法による年金である給付又は一時金の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の5の項	船員保険法第四条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務
全国健康保険協会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の7の項	船員保険法による保険給付又は平成十九年法律第三十号附則第三十九条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成十九年法律第三十号第四条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の11の項	児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の13の項	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の15の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の20の項	児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の28の項	予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の37の項	身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の39の項	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の42の項	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の48の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の49の項	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
公営住宅法第二条第十六号に規定する事業主体である市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の53の項	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務
日本私立学校振興・共済事業団	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の57の項	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
共済組合等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の58の項	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の59の項	特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
市町村教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の63の項	学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務
国家公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の65の項	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務
国家公務員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の66の項	国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
国民健康保険組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の69の項	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の73の項	国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の75の項	知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
住宅地区改良法第二条第二項に規定する施行者である市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の76の項	住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の81の項	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の83の項	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務
地方公務員共済組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
全国市町村職員共済組合連合会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の84の項	地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の86の項	老人福祉法による福祉の措置に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の87の項	老人福祉法による費用の徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の88の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の89の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の90の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の91の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の92の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の96の項	母子保健法による費用の徴収に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の98の項	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
当該国家公務員の所属する各省各庁の長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
当該地方公務員の所属する都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の106の項	児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の108の項	災害弔慰金の支給に関する法律による災害弔慰金若しくは災害障害見舞金の支給又は災害援護資金の貸付けに関する事務
後期高齢者医療広域連合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の115の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の118の項	昭和六十年法律第三十四号附則第八十七条第二項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の124の項	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の125の項	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の129の項	平成八年法律第八十二号附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
平成八年法律第八十二号附則第三十二条第二項に規定する存続組合	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
平成八年法律第八十二号附則第四十八条第一項に規定する指定基金	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の130の項	平成八年法律第八十二号による年金である長期給付又は年金である給付の支給に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の132の項	介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
保健所を設置する市の長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の137の項	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の138の項	厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務
独立行政法人農業者年金基金	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の140の項	独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しくは保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第六条第一項第一号の規定により独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成十三年法律第三十九号による改正前の農業者年金基金法若しくは平成二年法律第二十一号による改正前の農業者年金基金法による給付の支給に関する事務
独立行政法人日本学生支援機構	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の141の項	独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与及び支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の142の項	特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の144の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
総務大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の147の項	国会議員互助年金法を廃止する法律又は同法附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法による廃止前の国会議員互助年金法による年金である給付の支給に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の151の項	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の152の項	職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業訓練受講給付金の支給に関する事務
市町村	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の155の項	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務
厚生労働大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の156の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の158の項	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条に規定する特定公的給付の支給を実施する行政機関の長等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の160の項	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給を実施するための基礎とする情報の管理に関する事務
都道府県知事等	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の161の項	「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置について」に基づく外国人であつて生活に困窮する者に係る保護の決定及び実施又は徴収金の徴収の取扱に準じた生活保護関係事務に関する事務
地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同上第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
地域優良賃貸住宅制度要綱第二条第九号に規定する地域優良賃貸住宅(公共供給型)又は同上第十六号に規定する公営型地域優良賃貸住宅(公共供給型)の供給を行う市町村長	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の163の項	地域優良賃貸住宅制度要綱に基づく地域優良賃貸住宅の管理に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の164の項	「特定感染症検査等事業について」の特定感染症検査等事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の165の項	「感染症対策特別促進事業について」の肝炎治療特別促進事業実施要綱に基づく肝炎治療特別促進事業の実施に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の166の項	「肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業について」の肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業実施要綱に基づくウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業に係る陽性者フォローアップ事業の実施に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の167の項	国に設置する高等学校等に係る高等学校等修学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の168の項	高等学校等就学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の168の項	高等学校等就学支援事業費補助金(学び直しへの支援)交付要綱に規定する高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務

情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧

提供先	①法令上の根拠	②提供先における用途
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の169の項	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の169の項	高等学校等就学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の170の項	高等学校等就学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の170の項	高等学校等就学支援事業費補助金(専攻科の生徒への奨学のための給付金)交付要綱に規定する高等学校等専攻科に係る奨学のための給付金事業による給付金の支給に関する事務
文部科学大臣	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の171の項	国の設置する高等学校等に係る高等学校等就学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
都道府県教育委員会	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の172の項	高等学校等修学支援事業費補助金(専攻科の生徒への修学支援)交付要綱に規定する高等学校等専攻科修学支援金の支給に関する事務
都道府県知事	番号法第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の173の項	「特定疾患治療研究事業について」の特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく特定疾患治療研究事業の実施に関する事務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) 添付資料(Ⅱ. ②移転先一覧)

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法	⑦時期・頻度
保育課	番号利用法第9条第1項 別表の8の項	児童福祉法による保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
障害福祉課	番号利用法第9条第1項 別表の9の項	児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
こども課	番号利用法第9条第1項 別表の10の項	児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
健康づくり課 母子健康センター	番号利用法第9条第1項 別表の14の項	予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
障害福祉課	番号利用法第9条第1項 別表の21の項	身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
生活福祉課	番号利用法第9条第1項 別表の23の項	生活保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)による保護の決定及び実施、保護に要する費用の返還又は費用の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	年次で連携
保険年金課	番号利用法第9条第1項 別表の24の項	国民健康保険税の課税・収滞納に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
営繕課	番号利用法第9条第1項 別表の27の項	公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。以下同じ。)の管理に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
保険年金課	番号利用法第9条第1項 別表の44の項	国民健康保険法(昭和三十三年法律第二百九十二号)による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
障害福祉課	番号利用法第9条第1項 別表の51の項	知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
こども課	番号利用法第9条第1項 別表の56の項	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)による児童扶養手当の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
長寿いきがい課	番号利用法第9条第1項 別表の61の項	老人福祉法(昭和三十八年法律第二百三十三号)による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら 都度

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法	⑦時期・頻度
こども課	番号利用法第9条第1項別表の64の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務	紙	照会を受けたら都度
こども課	番号利用法第9条第1項別表の65の項	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務	紙	照会を受けたら都度
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の66の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年法律第百三十四号)による特別児童扶養手当の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の67の項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十四号。以下「昭和六十年法律第三十四号」という。)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
健康づくり課 母子健康センター	番号利用法第9条第1項別表の70の項	母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊娠婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務	紙	照会を受けたら都度
こども課	番号利用法第9条第1項別表の81の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
職員課	番号利用法第9条第1項別表の81の項	児童手当法による児童手当又は特例給付(同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。以下同じ。)の支給に関する事務	電子記録媒体	年次で連携(9月頃)
保険年金課	番号利用法第9条第1項別表の85の項	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は同法第二百二十五条第一項の高齢者保険事業若しくは同条第五項の事業の実施に関する事務	紙	照会を受けたら都度
生活福祉課	番号利用法第9条第1項別表の95の項	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「中国残留邦人等支援給付」という。)の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	年次で連携
長寿いきがい課	番号利用法第9条第1項別表の100の項	介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務	電子記録媒体 (フラッシュメモリを除く。)	月次で連携

移転先一覧

移転先	①法令上の根拠	②移転先における用途	⑥移転方法	⑦時期・頻度
生活福祉課	番号利用法第9条第1項別表の104の項	被災者生活再建支援法(平成十年法律第六十六号)による被災者生活再建支援金の支給に関する事務	紙	照会を受けたら 都度
障害福祉課	番号利用法第9条第1項別表の107の項	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	日次で連携
保育課	番号利用法第9条第1項別表の127の項	子ども・子育て支援法(平成二十六年法律第六十五号)による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時連携
保険年金課	番号利用法第9条第1項別表の128の項	年金生活者支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務	その他 (庁内ネットワーク)	随時